

第 21 回 ISMAP 運営委員会

議事要旨

1. 日時：令和 5 年 9 月 14 日（木）13:00～15:00
2. 場所：オンライン形式
3. 議題及び議事内容

(1) ISMAP 制度改善について

- ISMAP 制度改善について、改善項目の 3 つの大きな柱である「外部監査の負担軽減」、「審査の迅速化・明確化」及び「ISMAP 利用層拡大等」の観点から、現時点の成果及び今後の課題等を報告した。

[ISMAP 制度改善の 3 つの大きな柱]

1. 外部監査の負担軽減

- 制度改善の前提である「安全性・信頼性」を担保しつつ、外部監査の枠組みについて、複数年を軸とした監査サイクルを取り入れる。
 - 重要度に応じメリハリを付けて監査する*ことにより、監査対象管理策数の削減を通じたコスト縮減を図る。
 - ※ 一部項目について評価頻度の見直し、統制変更の状況などに応じて確認する項目を設ける 等

2. 審査の迅速化・明確化

- 登録・更新審査に関するプロセス全般を改善し、審査期間の短縮とプロセスの明確化に取り組む。
 - 「モデル審査期間」（一般的な対応プロセス及び期間）を設定。申請書提出から概ね 5 ヶ月以内に登録の適否を判断し、更新審査のうち問題の無いサービスは最短 2 ヶ月でサービスリストへの登録を可能とする。
 - CSP の統制構築において、過剰に詳細管理策を選択することを極力抑止するため、管理基準の規定及び関連 FAQ を改正し、また、説明書（別添 2）の「詳細管理策の非採用理由」を選択式とする等により、CSP の事務負担の軽減を図る。

3. 利用層の拡大、コミュニケーションの深化、制度運用の透明性

- クラウドサービスプロバイダ等 ISMAP に関係する主体と、継続的なコミュニケーションを実施。また、ISMAP 運営委員会開催後に議事概要を公開。
- ISMAP の枠組みに基づき、安全性を評価されたクラウドサービスの更なる利活用を推進する。
 - SaaS サービスの登録拡大に向け、先行して登録に取り組む意欲のある事業者へのインセンティブ措置として、「ISMAP-LIU 登録促進のための特別措置」を設けるとともに、デジタル庁に ISMAP-LIU 相談窓口を開設。
 - 地方公共団体の調達時に ISMAP を参照することを推奨するとともに、基幹インフラ分野での活用策を検討。

⇒ 制度が担保している安全性・信頼性を保持しつつ、変化の速いクラウド分野に対応すべく常に変革していく。

(2) 規程等の改正について

- ・ 「議題(1) ISMAP 制度改善について」を踏まえ、「ISMAP クラウドサービス登録規則」、「ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則」、「ISMAP 管理基準」、「ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドライン」及び「ISMAP 標準監査手続」について、所要の規程改定を決定した。

(3) ISMAP クラウドサービスリストへの登録について

- ・ ISMAP クラウドサービスリストへの登録申請があった4社4サービス(うち、新規登録2サービス、更新登録2サービス)について、同リストへの登録を決定した。

(4) 発見事項等の取扱いおよび規定解釈について

- ・ ISMAP への新規登録申請において、監査機関による外部監査時に発見事項が認められたサービスについて、当該発見事項に対する対処方針を討議し、追加監査を求めることとした。

(5) 登録済みサービスの変更に関する届出について

- ・ ISMAP クラウドサービスリストに登録済みのサービスにおいて、登録済みサービスの変更に関する届出が4件あったことから、変更内容を報告するとともに、ISMAP ポータルサイトにおいて情報開示することとした。

(6) 情報セキュリティインシデントについて

- ・ ISMAP クラウドサービスリストに登録済みのサービスにおいて発生した情報セキュリティインシデントについて、ISMAP クラウドサービス登録規則に基づく対応状況を報告した。